

「令和7年度有価証券報告書レビュー の審査結果及び審査結果を踏まえた 留意すべき事項等」の解説

金融庁企画市場局
企業開示課課長補佐

小林 大祐

金融庁企画市場局
企業開示課専門官
金融庁企画市場局
企業開示課専門調査員

磯田 哲男
伊藤 典弘

【この記事のエッセンス】

●金融庁は、2026年3月27日に、令和7年度の有価証券報告書の審査結果を踏まえて、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項等を公表した。

●審査の結果、サステナビリティやコーポレート・ガバナンス（政策保有株式を含む）および重要な契約等に関する開示等で課題が識別された。これらの課題について、今後の有価証券報告書の作成・提出に際し、留意いただきたい。

●金融庁は、課題対応にあたって参考となる開示例集もあわせて公表したので、今後の開示の充実に向けぜひ活用いただきたい。

はじめに

企業情報の開示は、投資者の投資判断に必要な情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的なインフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時にわかりやすく提供することが求められる。また、企業情報の開示は、投資者と企業との建設的な対話を促進し、企業の経営の質を高める観点や企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要であり、充実した開示が行われることが期待される。

金融庁では、毎年、上場会社等か

ら提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保および充実化の促進の観点から、各財務（支）局および沖繩総合事務局と連携して、主に「法令改正等関係審査」および「重点テーマ審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

令和6年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和7年度の有価証券報告書レビューとして、2025年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書について、「法令改正等関係審査」として次の内容の審査を実施している。

・令和6年4月に施行された重要な契約等の開示に関する「企業内容等」の開示に関する内閣府令及び特定

有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（以下、「令和6年4月に施行された改正開示府令等」という）

・令和7年1月に施行された政策保有株式等の開示に関する「企業内容等」の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（以下、「令和7年1月に施行された改正開示府令」という）および関連する開示項目（株式の保有状況）における政策保有株式の保有目的等に関する開示
・令和6年4月に施行された内部統制報告書等に関する「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

また、サステナビリティに関する企業の取組みの開示およびコーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）をテーマとして、「重点テーマ審査」を実施した。

加えて、2025年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に関する調査を法令改正等関係審査とあわせて実施し、また、当該調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査を実施した。

令和7年度の有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえ、複数の提出会社に通して識別された課題に関し、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項等を取りまとめ、2026年3月27日に金融庁ウェブサイトに公表した。なお、令和7年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された主な課題および留意事項等については、投資家・アナリスト・有識者および企業の皆様による勉強会を開催し、そこで議論いただいた内容を反映している。

本稿では、前記の内容について紹介するが、文中の意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解である。

あることをあらかじめ申し添える。なお、本稿中の図表はすべて「令和7年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」（金融庁、2026年3月27日）から引用している。

サステナビリティに関する企業の取組みの開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項

サステナビリティに関する企業の取組みの開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項（開示の充実に向けて参考になると考えられる事項（投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等））⁽¹⁾として主に次のような事項がある。

(1) 「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項（投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等）」とは、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の開示と投資者との対話に有用な情報を提供する観点から、開示の充実を検討する際に参考になると考えられる事項である（以下同じ）。

(1) 開示における重要性の判断

サステナビリティに関する企業の取組みの開示にあたっては、投資家の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められているが、

重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「記述情報の重要性については、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることや「記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性（マテリアリティ）に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる」としていることを参考にすることが考えられる。

なお、S S B J基準では「重要性がある」とは「財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与える」と合理的に見込み得ること」とされており⁽²⁾、投資家を主要な利用者と明確に認識し、企業価値やキャッシュ・フローへの影響を投資家が判断できるように、企業価値に影響のある重要な情報を開示することが求められる。ただし、G R IやC S R Dなどの二軸モデル（社会影響×企業影響）を追加的に開示することは否定されるものではない⁽³⁾⁽⁴⁾。

また、マテリアリティ（重要課題）としてサステナビリティの項目を列挙している事例がみられるが、S S

B J基準／I S S B基準が定義する「重要性(materiality)」⁽⁵⁾とは意味合いが異なる点に留意が必要と考えられる。今後、S S B J基準に準拠した開示を行うにあたっては、S S B J基準の要求事項に沿って「サステナビリティ関連のリスク及び機会」に関して、重要性がある情報を開示することが必要となると考えられる。S S B J基準への準拠が求められていない企業においても、有価証券報告書において、S S B J基準の要求事項を踏まえた開示を行うことは有用と考えられる。

(2) 重要性がある(materiality)情報の定義に関する参考資料
・サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」4項(7)、48項
・S S B Jハンドブック「識別したリスク及び機会に関する情報の重要性の判断」
(3) 有価証券報告書において、S S B J基準の要求事項に関連する事項を追加して記載することができる（開示法令第二号様式記載上の注意(1) a）。
(4) 追加的な情報に関する参考資料
・サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」63項・サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、財務報告書に含まれる他の情報によって不透明にならないようにしなければならない。
(5) S S B Jハンドブック「追加的な情報」前掲注(2)

(2) 企業価値向上に向けたストーリー（文脈）を意識した開示

サステナビリティに関する企業の取組みの開示にあたっては、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投

(図表1) サステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題

主な課題	
有価証券報告書 第一部 企業情報 第1 企業の概況 ・従業員の状況 等 第2 事業の状況 ・経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ・サステナビリティに関する考え方及び取組 ・事業等のリスク ・経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等 第3 設備の状況 第4 提出会社の状況 ・コーポレート・ガバナンスの状況等 第5 経理の状況 ・連結財務諸表、財務諸表 等	① サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である ② サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である ③ サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない ④ 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である ⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である ⑥ 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない ⑦ 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である ⑧ 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない ⑨ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある ⑩ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

資者が、気候変動、人的資本、知的財産等の個々のサステナビリティに関する事項について、企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を理解できるように開示することが期待される。

(3) SSBJ基準を意識した開示

すべての有報提出企業がTCFDやIIRCの枠組みからSSBJ基準への移行を意識した開示に取り組むことは有用であると考えられる。ただし、SSBJ基準に準拠している」と表明するには、すべての定めに従って準拠することが必要とされていることに留意する必要がある(サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」79項)。すなわち、SSBJ基準のすべての定めに従って準拠することなくサステナビリティ関連財務開示を作成する場合、限定付きでSSBJ基準に準拠していると記述することは認められていない。なお、「参考にして作成している」と記載することでSSBJ基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性のある表現が用いられている事例についても、不適切と考えられる(SSBJハン

ドブック「SSBJ基準のすべての定めに従って準拠していない場合の開示」。

サステナビリティに関する企業の取組みの開示の主な課題および留意事項等

令和7年度の有価証券報告書レビューの結果、サステナビリティに関する企業の取組みの開示について、前年度の有価証券報告書レビューで識別された課題が当年度においても複数の審査対象会社で識別された。識別された主な課題は図表1に記載のとおりである。

以下、主な課題について、事例を交えて、課題となる事項および留意事項等について説明する。

●「⑦人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である」

① 課題となる事項

開示府令第3号様式記載上の注意(10―2)で準用する第二号様式記載上の注意(30―2)c⁶⁾では、人材の多様性の確保を含む人材の育成および社内環境整備に関する方針を記載

(図表2) 人的資本について課題のある事例

課題のある事例
(実際の開示例を元に加工)
【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (略) (戦略) 当社は、人財戦略として、「経営理念に適合したDXを含めた専門性を備えた人財の育成」及び「多様性の確保」について重点的に取り組みを行っております。 (指標及び目標) エンゲージメントスコアの向上に取り組んでおり、当期末現在でBランクです。

することならびに記載した方針に関する指標、目標および実績を記載することが求められている。図表2の開示例では、人的資本に関する方針として、「経営理念に適合したDXを含めた専門性を備えた人財の育成」や「多様性の確保」が記載されているが、これらの方針と指標等の対応関係が不明瞭であるため、当該方針に関連する指標、目標および実績が記載されているか、不明瞭であり、適切ではないと考えられる。

② 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項（投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等）

記載した方針と当該方針に関連する指標、目標および実績については、

それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましいと考えられる。

また、指標については、指標の前提その他の補足情報（指標の定義、算定方法、仮定等）に関してもあわせて記載することが考えられる。たとえば、女性管理職比率算定上の管理職の定義・範囲や従業員エンゲージメントスコアの定義・算定方法などについては、指標の前提その他の補足情報をあわせて開示することが望ましいと考えられる。なお、人的資本の指標は、戦略と指標及び目標の連動が重要であり、エンゲージメントスコアなどの指標は単なる数値の増減だけでなく、数値を構成する要素の変化に着目し改善施策との関連性を示すことが望ましいと考えられる。どの課題に対してどのような対応を行い、どのような成果につながったかを説明することで、スコアの意味が理解しやすくなるため有用であると考えられる。

(6) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(4)で準用する第二号様式記載上の注意(30)と改正されている。

【コラム】「政策保有株式の純投資目的への保有目的変更」

令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて、「株式の保有状況」の開示のうち、いわゆる政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況を検証したところ、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているものがあるとの課題を識別している。

また、株式の保有目的を政策保有から純投資に変更した場合における適切な情報開示を促すため、令和7年1月に施行された改正開示府令では、当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式について、「保有目的の変更年度」や「保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針」等の開示を求めている。

しかしながら、当年度の有価証券報告書レビューにおいても、以下のような事例を識別している。

- ・政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態であることが疑われるもの。
- ・発行者から売却の合意を得たうえで政策保有株式を純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている可能性が疑われるもの。
- ・純投資目的の株式に区分変更したものの、当該銘柄の取引先持株会に継続して加入しているもの^(注)。

なお、発行者の浮動株比率を引き上げるために株式の保有目的を純投資目的に区分変更することを発行者から依頼されたケースも識別している。

株式会社である事業会社や金融機関は、自社の企業価値向上が求められている。そのようななかで、政策保有株式の保有実態が変わらないのであれば開示上の見せかけの変更をするのではなく、政策保有株式について、自社のリスク管理体制の構築状況を含め、その保有目的・意図・議決権行使の方針や結果等について、自社の企業価値向上という観点から透明性をもって説明することが必要だと考えられる。

なお、純投資目的への保有目的を変更した場合は、純投資目的の株式に係る株式運用を行う理由と目的、期待している成果、純投資目的の株式の運用体制などについて記載することが考えられる。

(注) 「取引先持株会は、取引関係者による取得対象株式の取得により、相互間の親睦関係の増進に寄与することを目的とする」(日本証券業協会「持株制度に関するガイドライン」)とされているが、同時に安定株主確保の目的でも用いられることが多いと指摘されており、企業内容等開示ガイドライン5-19-3-2の純投資目的の定義と照らして矛盾する可能性が高いと考えられる。

コーポレート・ガバナンスの状況等の開示の主な課題および留意事項等

令和7年度の有価証券報告書レビューの結果、コーポレート・ガバナンスの状況等の開示について、前年度の有価証券報告書レビューで識別された課題が当年度においても複数の審査対象会社で識別された。ま

た、当年度において新たな課題も識別された。識別された主な課題は次頁図表3に記載のとおりである。なお、当年度において新たに識別された課題については下線を付している。

以下、図表3に記載した主な課題のうち当年度において新たに識別された課題について、事例を交えて、課題となる事項および留意事項等について説明する。

(図表3) コーポレート・ガバナンスの状況等の開示の主な課題

主な課題	
有価証券報告書 第一部 企業情報 第1 企業の概況 ・従業員の状況等 第2 事業の状況 ・経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ・サステナビリティに関する考え方及び取組 ・事業等のリスク ・経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等 第3 設備の状況 第4 提出会社の状況 ・コーポレート・ガバナンスの状況等 第5 経理の状況 ・連結財務諸表、財務諸表等 :	① 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない
	② 内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない
	③ 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない
	④ 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない
	⑤ 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある
	⑥ 銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である
	⑦ 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている
	⑧ 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている
	⑨ 保有目的を純投資目的に変更した場合に、保有目的の変更の理由の記載が不明瞭である
	⑩ 保有目的を純投資目的に変更した場合に、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭である

(図表4) 政策保有株式について課題のある事例

課題のある事例
(実際の開示例を元に加工) 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (株式の保有状況) (一部抜粋) (当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの) ・変更の理由 取引関係の維持・強化を目的に保有しておりましたが、政策保有株式としての保有意義が薄れたことから保有目的を純投資目的に変更しました。 ・変更後の保有又は売却に関する方針 今後の保有又は売却については、当社の投資判断基準に沿って保有及び処分を決定いたします。

●「⑨保有目的を純投資目的に変更した場合に、保有目的の変更の理由の記載が不明瞭である」、「⑩保有目的を純投資目的に変更した場合に、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭である」

① 課題となる事項

開示府令第3号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58) f(b)では、最近5事業年度にお

いて保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した投資株式(最近事業年度末において保有しているものに限る)がある場合には、銘柄ごとに、「銘柄」「株式数」「貸借対照表計上額」「保有目的」を変更した事業年度・「保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針」を記載することが求められている。

図表4の開示例では、「政策保有株式」としての保有意義が薄れたこと、政策保有株式としての保有意義が薄れたことは政策保有目的の保有を止める理由にはなるものの純投資目的となった積極的な理由の記載があるとはいえず、純投資目的に保有目的を変更する理由の説明としては不十分であると考えられる。

また、変更後の保有または売却に関する方針として、「当社の投資判断基準に沿って保有及び処分を決定」と記載しているが、当社の投資判断基準についての記載がないため、当該説明では会社が今後この株式を保有する方針なのか売却する方針であるかが読み取れず、方針の説明としては不十分であると考えられる。

② 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

純投資目的とは、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう（企業内容等開示ガイドライン5-19-3-2）。また同ガイドラインにおいて、純投資目的の株式について「例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に關して発行者の承諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない」という考え方が示されている。これらに従い、純投資目的の株式に該当するかを判断し、適切な開示を行う必要があることに留意する。

重要な契約等の開示における記載事項の主な課題および留意事項等

令和7年度の有価証券報告書レビューの結果、重要な契約等の開示について、以下の2つの課題が識別された。

(1) 「企業・株主間のガバナンスに関する合意に該当する重要な契約等の開示において、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、又は、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）の記載がない又は不明瞭である」

開示府令第三号様式記載上の注意(3)で準用する第二号様式記載上の注意(3) f では、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名または名称および住所ならびに当該合意の内容を含む）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程および当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載することが求められている。

（図表5） 重要な契約等について課題のある事例

課題のある事例
（実際の開示例を元に加工）
【重要な契約等】 （一部抜粋） （契約の内容） （略） 当該契約に基づき、●●社は当社の常勤取締役候補者1名を指名できる権利を有しております。

- (a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意
- (b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意
- (c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

図表5の開示例では、企業・株主間のガバナンスに関する合意に該当する重要な契約等（当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意）があることが契約の内容の記載から読み取れるが、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、又は、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）の記載がないため、当該記載をすることが必要である。

況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、または、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）の記載がないため、当該記載をすることが必要である。

(2) 「重要な契約等が令和6年4月に施行された改正開示府令等の施行日（2024年4月1日）前に締結された契約である場合に、記載を省略する旨の記載（2025年4月1日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までの経過措置）をしていない」

令和6年4月に施行された改正開示府令等附則3条4項では、2025年4月1日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までの経過措置として、重要な契約等が令和6年4月に施行された改正開示府令等の施行日（2024年4月1日）前に締結された契約である場合に、記載を省略する旨の記載をすることによって省略が可能な旨が規定されている。

2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書で

は経過措置がなくなるため、企業において検討を実施し、重要な契約等の開示漏れがないように留意することが望ましいと考えられる。

内部統制報告書における記載事項の主な課題および留意事項等

令和7年度の有価証券報告書レビューの結果、内部統制報告書における記載事項について、以下の課題が識別された。

●「内部統制報告書の『財務報告に係る内部統制の評価の範囲』の記載について、改正内部統制府令ガイドライン⁽⁷⁾で定められている事項について『決定した事由』の記載がない又は不明瞭である」

改正内部統制府令ガイドライン4—4では、「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載について、次の事項についても、決定した事由を含めて、あわせて記載することに留意する旨が規定されている。

(1) 会社が複数の事業拠点を有する場合において、財務報告に係る内

(図表6) 内部統制報告書について課題のある事例

課題のある事例
(実際の開示例を元に加工)
内部統制報告書 (一部抜粋)
【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】
(略)
業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の2/3を超える●事業拠点を「重要な事業拠点」としております。
(略)

図表6の開示例では、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標を「売上高」、その一定割合を

- (2) 当該重要な事業拠点において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする業務プロセスを識別する際に選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目
- (3) 財務報告に係る内部統制の評価の対象に個別に追加した事業拠点および業務プロセス

「2/3」と記載しているが、当該指標および一定割合の「決定した事由」について記載されていないため、当該記載をすることが必要である。

(7) 令和6年4月施行「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について(内部統制府令ガイドライン)以下、「改正内部統制府令ガイドライン」という。

有価証券報告書の定時株主総会前の開示に関する有価証券報告書レビューにおける調査結果

令和7年度の有価証券報告書レビューにおいて有価証券報告書の定時株主総会前の開示(以下、「総会前開示」という)に関する調査を実施し、図表7の結果が確認された。

おわりに

投資家と企業との建設的な対話を通じた経営の質および企業価値の持続的な向上やわが国の資本市場のさらなる発展のためには、企業情報の開示の適正性や充実是不可欠と考えられる。そのため、企業の皆様には、法令等に準拠して適正な開示を行っていただくことと、より一層の充実した開示に努めていただくことが大

いに期待される。

また、今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、有価証券報告書レビューにおいて識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集も取りまとめ、金融庁ウェブサイトに公表⁽⁸⁾したので、ご活用いただきたい。

(8) <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260327/03.pdf>

(図表7) 総会前開示調査の結果

- ・2025年3月期決算会社の54%が総会前開示したと回答。来年度に総会前開示を行う予定と回答した23%と合わせると、総会前開示を行う会社は2026年3月期には77%程度となるが見込まれる。
- ・市場別でみると、プライム上場企業の70%が当年度総会前開示を行っており、来年度実施予定の20%と合わせると、2026年3月期にはプライム上場企業の90%程度が総会前開示を行うが見込まれる。
- ・上場企業において、「総会前開示を当面実施する予定はない」とした会社および「その他」とした会社は合計14.6%だった。
- ・「総会前開示を当面実施する予定はない」とした理由としては、監査法人との調整が困難(27%)、社内リソース不足・社内体制未整備(21%)、社内調整が困難(21%)等だった。